

6月18日開催予定の
子ども・子育て会議資料

処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の 必須化時期の取扱いについて

処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の必須化時期の取扱いについて

○平成29年度に創設された処遇改善等加算Ⅱでは、賃金改善の対象とする職員について一定の研修を修了することを要件としているが、研修受講の負担を考慮して、①令和3年度までは研修要件を課さず、②令和4年度の適用開始を目指しながら、令和4年度開始までに適用時期を確定することとしている。

※「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」（令和元年6月24日付内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知）において、副主任保育士・中核リーダー等については4分野（60時間以上）、職務分野別リーダー・若手リーダーについては担当する1分野（15時間以上）の研修の修了を要件とすることや研修の内容等について定めている。

○新型コロナウイルス感染症が研修の実施や受講に影響を与えており、「令和2年の地方分権改革に関する提案募集」においても研修の必須化時期の延長について要望が出されていることなどを踏まえ、研修修了要件の取扱いについては、研修の受講状況及び実施状況等に関する調査を実施し、その結果を基に研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和3年度の早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて改めて示すこととしている。

（参考）処遇改善等加算Ⅱの取得率（令和2年度）：保育所 87.3%、幼稚園 65.5%、認定こども園 90.5 %

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）（抄）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。

・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善対象者の研修受講状況（令和２年度末時点）

<副主任保育士・中核リーダー等>

	研修要件を満たしている	研修が１分野（15時間未満）不足している	研修が２分野（15時間以上30時間未満）不足している	研修が３分野（30時間以上45時間未満）不足している	研修の４分野（45時間以上）不足している	合 計
保育所等	1,932人 (27.5%)	1,257人 (17.9%)	1,254人 (17.9%)	1,231人 (17.5%)	1,342人 (19.1%)	7,016人 (100.0%)
幼稚園	133人 (16.2%)	181人 (22.1%)	101人 (12.3%)	130人 (15.9%)	275人 (33.5%)	820人 (100.0%)
認定こども園	1,515人 (23.9%)	791人 (12.5%)	1,156人 (18.2%)	1,125人 (17.7%)	1,758人 (27.7%)	6,345人 (100.0%)

（参考）副主任保育士、中核リーダー等の研修要件

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修のうちの４分野（保育実践研修を除き、副主任保育士についてはマネジメント研修を含むことが必要。）の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計60時間以上。中核リーダーについては15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要。）の修了

<職務分野別リーダー・若手リーダー>

	研修要件を満たしている	研修要件を満たしていない	合 計
保育所等	2,533人 (47.0%)	2,861人 (53.0%)	5,394人 (100.0%)
幼稚園	134人 (30.7%)	302人 (69.3%)	436人 (100.0%)
認定こども園	1,802人 (38.2%)	2,916人 (61.8%)	4,718人 (100.0%)

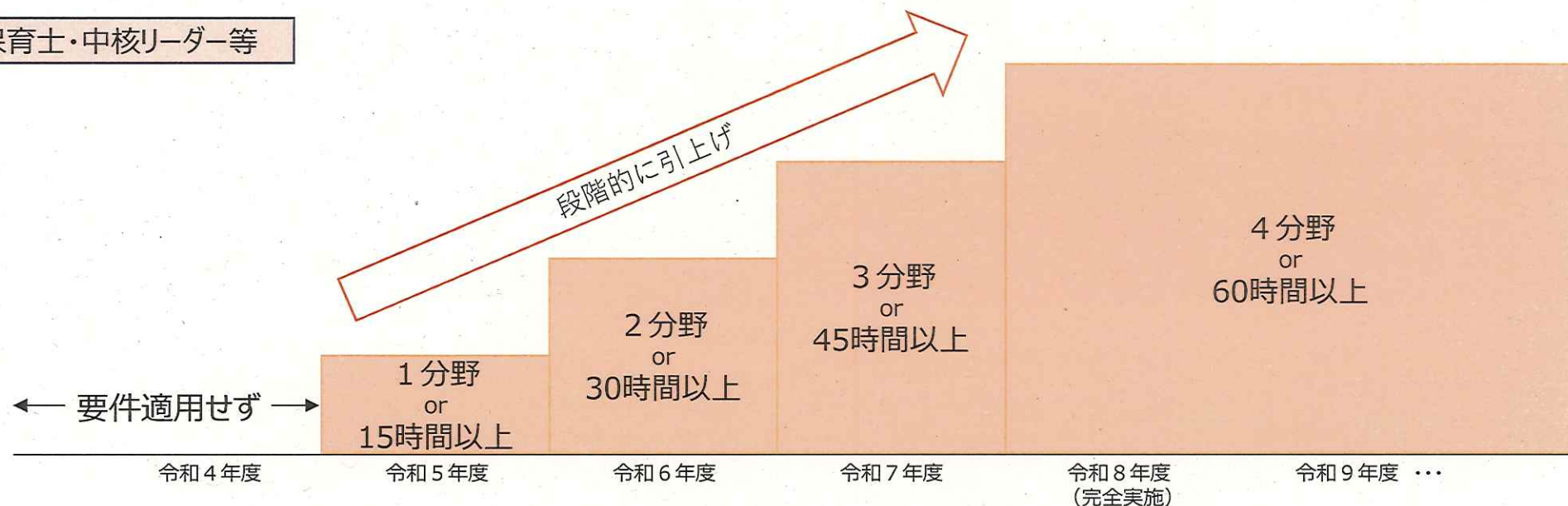
（参考）職務分野別リーダー等、若手リーダー等の研修要件

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修（専門分野別研修）のうち担当する１分野の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計15時間以上。担当する分野の研修を含むことが必要。）の修了

研修修了要件の取扱いについて（案）

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。
- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。
- 副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

副主任保育士・中核リーダー等



職務分野別リーダー・若手リーダー



処遇改善等加算Ⅱの賃金改善対象者に係る研修修了要件について

		保育所等	幼稚園	認定こども園
研修要件	副主任保育士、 中核リーダー、 専門リーダー	4分野以上の研修の修了 ※副主任保育士についてはマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了 ※中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了 ※中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要
	職務分野別 リーダー、若 手リーダー	担当する1分野の研修の修了	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要
研修内容等	研修実施主体	・都道府県 ・都道府県の指定を受けた機関※ ※市町村、指定保育士養成施設、保育に関する研修の実績のある非営利団体に限る。	・都道府県又は市町村（教育委員会を含む。） ・幼稚園関係団体のうち加算認定自治体（注1）が適当と認める者 ・大学等（注2） ・その他加算認定自治体（注1）が適当と認める者	・都道府県又は市町村（教育委員会を含む。） ・認定こども園関係団体、幼稚園関係団体、保育関係団体のうち加算認定自治体（注1）が適当と認める者 ・大学等（注2） ・その他加算認定自治体（注1）が適当と認める者
	対象となる研修内容	保育所等キャリアアップ研修として実施する以下の分野に係る研修 ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント ※研修時間は各分野15時間以上	幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修
	研修修了状況の確認方法	保育士等キャリアアップ研修の修了証により研修の修了状況を確認	各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認	各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認

（注1）都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村

（注2）大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習・免許法認定講習開設者等

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講状況等の調査結果について

1. 調査概要

【調査内容】

(1) 研修受講状況調査

処遇改善等加算Ⅱによる処遇改善の対象となっている職員の研修受講状況及び研修完了時期の見込み

(2) 研修実施状況調査

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修の実施状況及び実施見込み
- ・幼稚園・認定こども園：①地方自治体における処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施状況及び実施見込み、②地方自治体が研修実施主体として認定した研修実施主体の数

【調査対象等】

(1) 研修受講状況調査

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所

※都道府県毎に人口規模を考慮して4市町村を選定し、選定した市町村毎に保育所・認定こども園は各10、その他は各5を上限に施設・事業所を選定して調査。

(2) 研修実施状況調査

- ・保育所等：都道府県
- ・幼稚園・認定こども園：加算認定自治体（都道府県、指定都市、中核市、特定市町村（都道府県との協議により加算認定事務等を行う市町村））
加算認定自治体から研修の実施主体として認定を受けた幼稚園・認定こども園関係団体などの民間団体

2. 調査結果

(1) 研修受講状況調査

①副主任保育士、中核リーダー等

	研修要件を満たしている	研修が1分野（15時間未満）不足している	研修が2分野（15時間以上30時間未満）不足している	研修が3分野（30時間以上45時間未満）不足している	研修が4分野（45時間以上）不足している	合 計
保育所等 (調査対象施設：1,370)	1,932人 (27.5%)	1,257人 (17.9%)	1,254人 (17.9%)	1,231人 (17.5%)	1,342人 (19.1%)	7,016人 (100.0%)
幼稚園 (調査対象施設：166)	133人 (16.2%)	181人 (22.1%)	101人 (12.3%)	130人 (15.9%)	275人 (33.5%)	820人 (100.0%)
認定こども園 (調査対象施設：713)	1,515人 (23.9%)	791人 (12.5%)	1,156人 (18.2%)	1,125人 (17.7%)	1,758人 (27.7%)	6,345人 (100.0%)

(参考) 副主任保育士、中核リーダー等の研修要件

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修のうちの4分野（保育実践研修を除き、副主任保育士についてはマネジメント研修を含む）の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計60時間以上）の修了

②職務分野別リーダー、若手リーダー等

	研修要件を満たしている	研修要件を満たしていない	合 計
保育所等 (調査対象施設：1,370)	2,533人 (47.0%)	2,861人 (53.0%)	5,394人 (100.0%)
幼稚園 (調査対象施設：166)	134人 (30.7%)	302人 (69.3%)	436人 (100.0%)
認定こども園 (調査対象施設：713)	1,802人 (38.2%)	2,916人 (61.8%)	4,718人 (100.0%)

(参考) 職務分野別リーダー、若手リーダー等の研修要件

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修（専門分野別研修）のうちの1分野の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計15時間以上）の修了

(2) 研修実施状況調査

①保育所等

※研修実施主体：都道府県、都道府県の指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設、研修実績のある非営利団体に限る。）

	H29～R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
乳児保育	62,241人	19,572人	37,451人	31,150人	29,996人
幼児教育	50,639人	16,279人	32,993人	27,572人	26,602人
障害児保育	49,451人	16,786人	34,294人	29,044人	28,160人
食育・アレルギー対応	39,548人	13,869人	30,741人	25,443人	24,550人
保健衛生・安全対策	38,268人	13,130人	29,876人	24,728人	23,858人
保護者支援・子育て支援	47,086人	17,028人	33,736人	28,385人	27,318人
マネジメント	52,984人	15,006人	31,594人	26,952人	26,086人
合計	340,217人	111,670人	230,685人	193,274人	186,570人

※令和元年度以前は修了者実績、令和2年度は修了者見込み、令和3年度以降は予定定員。

②幼稚園、認定こども園

※研修実施主体：都道府県又は市町村（教育委員会含む。）、幼稚園関係団体等のうち加算認定自治体が適当と認める者、大学等、その他加算認定自治体が適当と認める者

・都道府県又は市町村が実施する研修

研 修 実 施 量				
R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
139,497人時間	78,074人時間	149,396人時間	157,979人時間	158,091人時間

※「研修実施量」は、研修ごとに研修時間に修了者（令和3年度以降は定員）を乗じて得た値を合計したもの。

・加算認定自治体が認定した研修実施主体が実施する研修

	研 修 実 施 量				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
全国団体	15,470人時間	3,160人時間	12,900人時間	23,710人時間	27,910人時間
特定地域において活動する団体	13,889人時間	3,298人時間	7,436人時間	16,160人時間	16,160人時間
合計	29,359人時間	6,458人時間	20,336人時間	39,870人時間	44,070人時間

※「全国団体」は複数の都道府県にまたがって研修を提供している団体であり、「特定地域において活動する団体」は全国団体以外の団体。

※「研修実施量」は、研修ごとに研修時間に修了者（令和3年度以降は定員）を乗じて得た値を合計したもの。

※令和3年3月時点で研修実施主体としての認定を受けた111団体中回答のあった39団体（うち全国団体3、特定地域において活動する団体36／回答率35.1%）の研修実施（予定）量を合計したもの

・加算認定自治体における研修実施主体の認定状況（令和3年3月時点）

※加算認定自治体数 n = 205

研修実施主体の認定数	認定なし	1 団体	2 団体	3 団体以上
全国団体	137自治体(67%)	7自治体(3%)	56自治体(27%)	5自治体(2%)
特定地域において活動する団体	171自治体(83%)	11自治体(4%)	8自治体(4%)	15自治体(7%)
合計	134自治体(65%)	6自治体(3%)	37自治体(18%)	28自治体(14%)

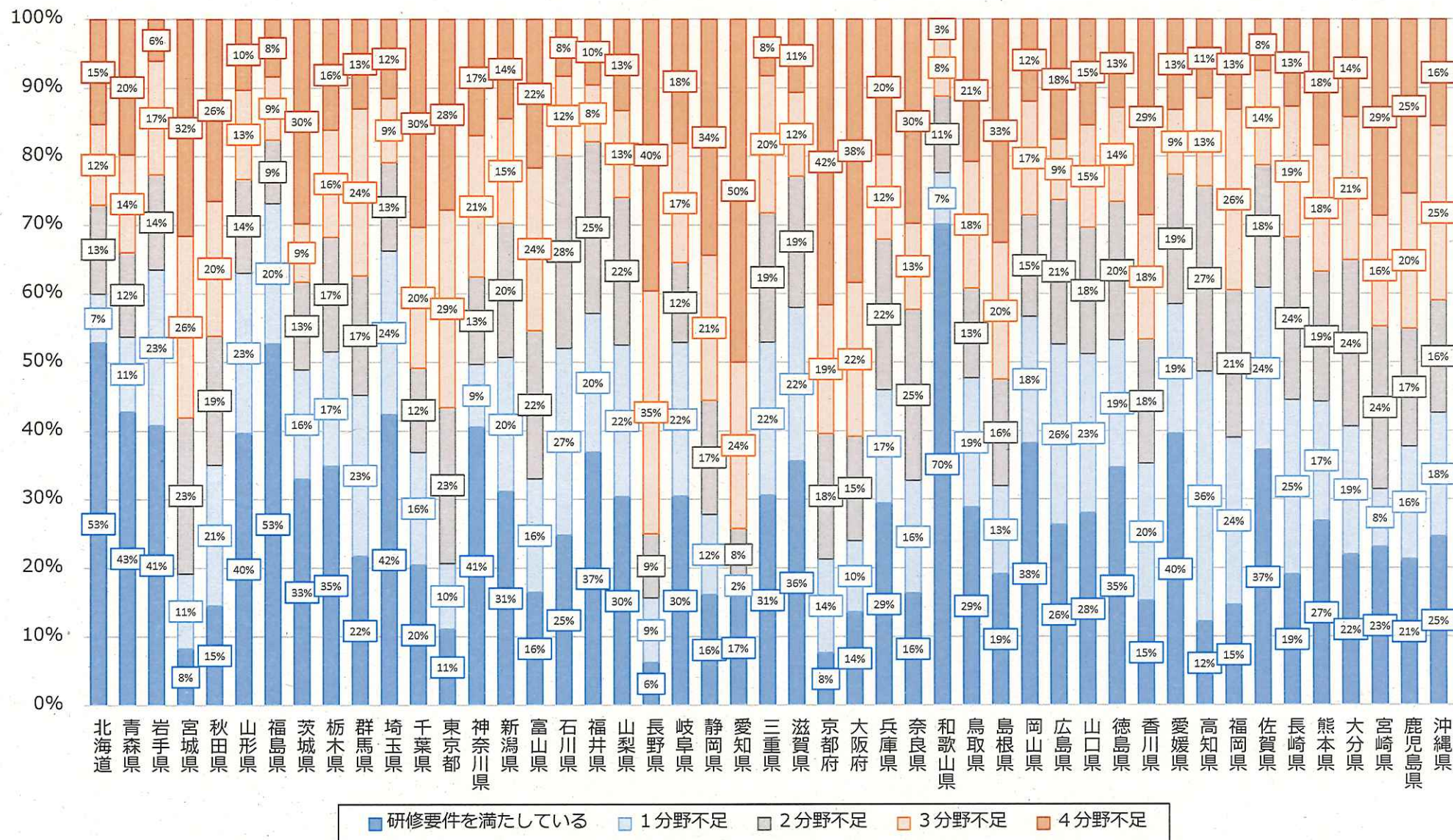
※加算認定自治体が、加算Ⅱに係る研修実施主体として認定した幼稚園・認定こども園関係団体などの民間団体の数であり、大学等は含まない。

(参考) 都道府県別集計

1. 研修受講状況調査

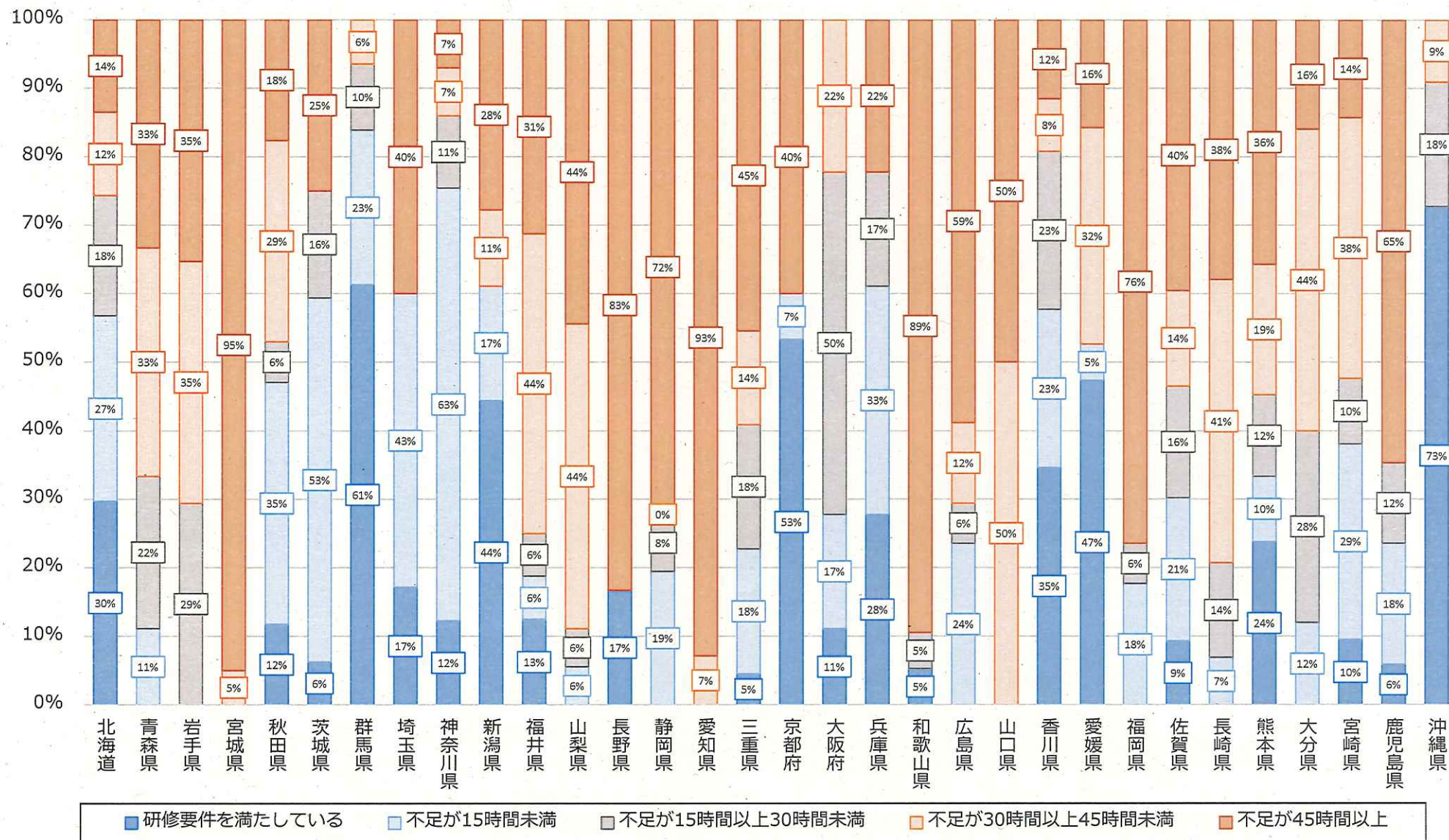
(1) 副主任保育士、中核リーダー等

ア. 保育所等 (n = 6,977人)



※都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

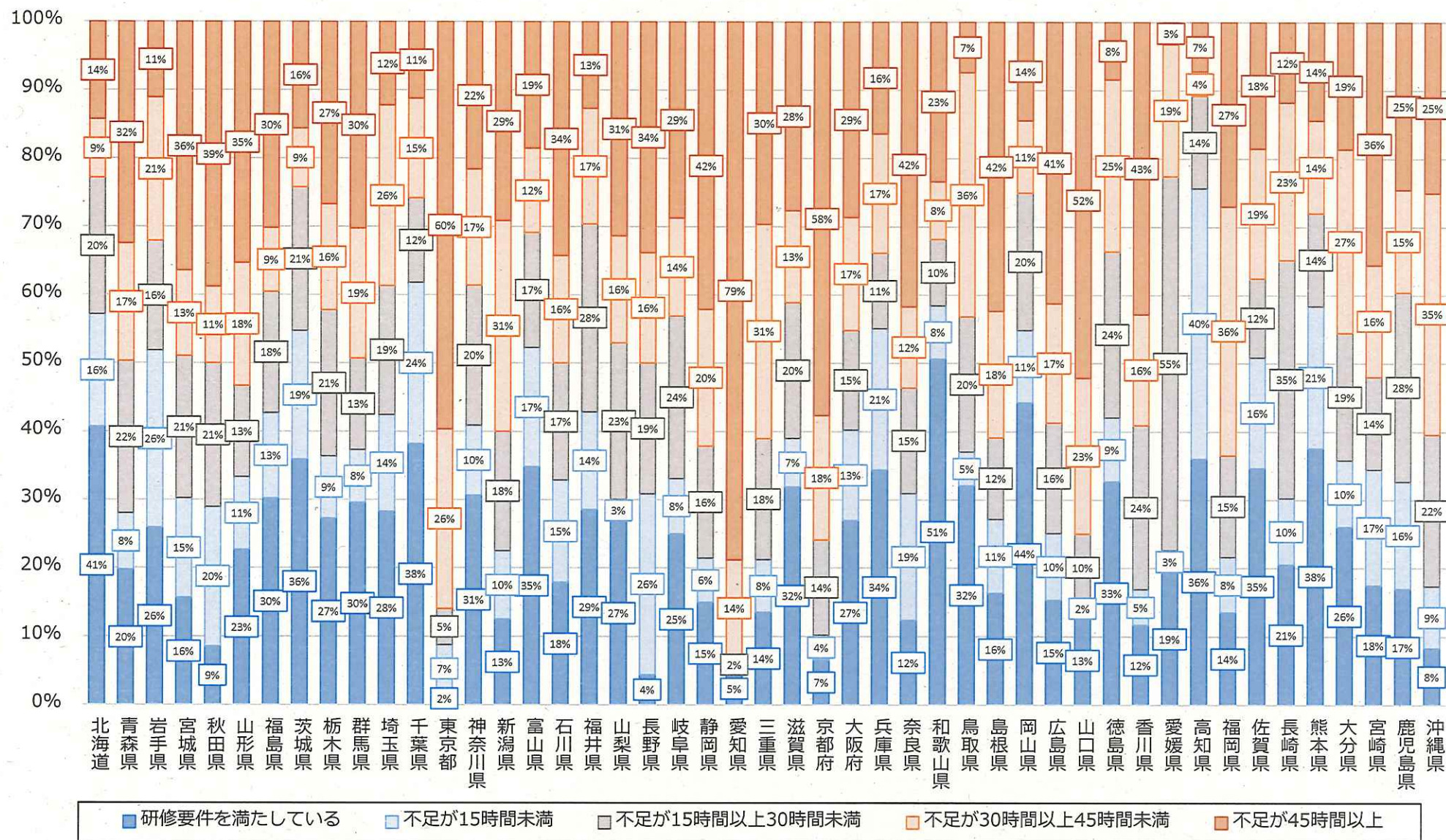
イ. 幼稚園 (n=821人)



※都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

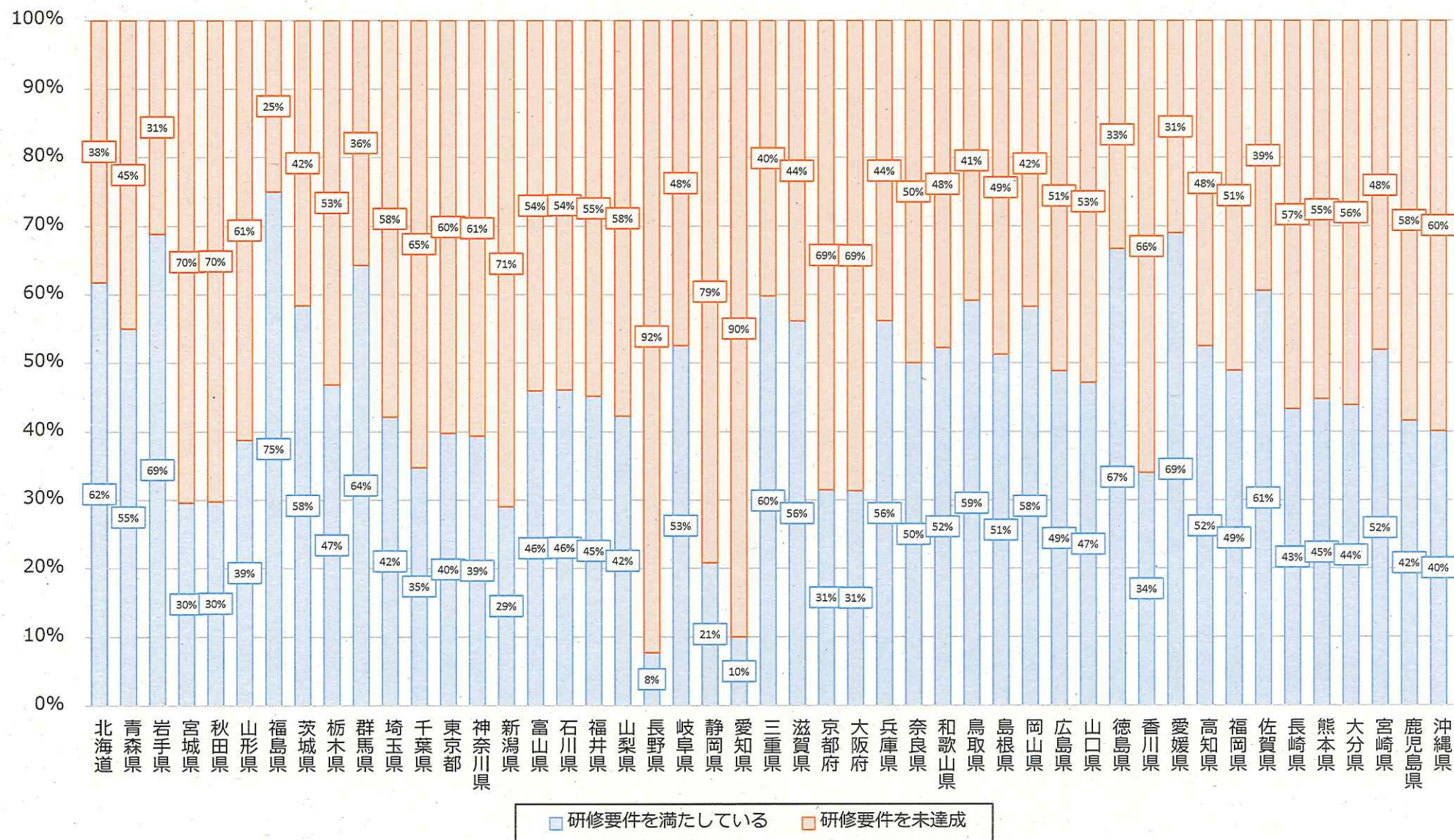
※回答のあった施設が3未満の都道府県については省略している。

ウ. 認定こども園 (n = 6,353人)



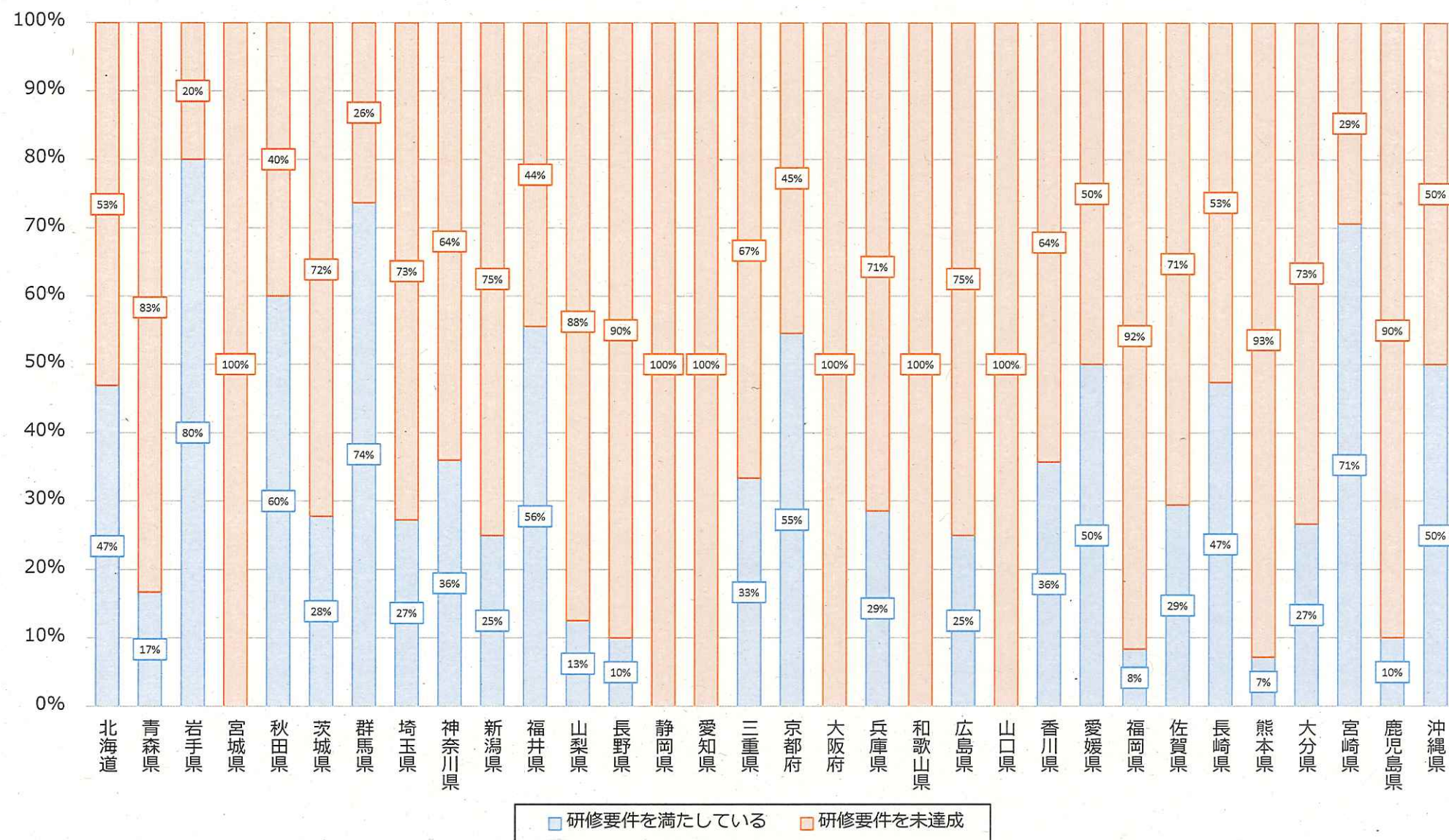
※都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

(2) 職務分野別リーダー、若手リーダー等
ア. 保育所等 (n = 5,364人)



※都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

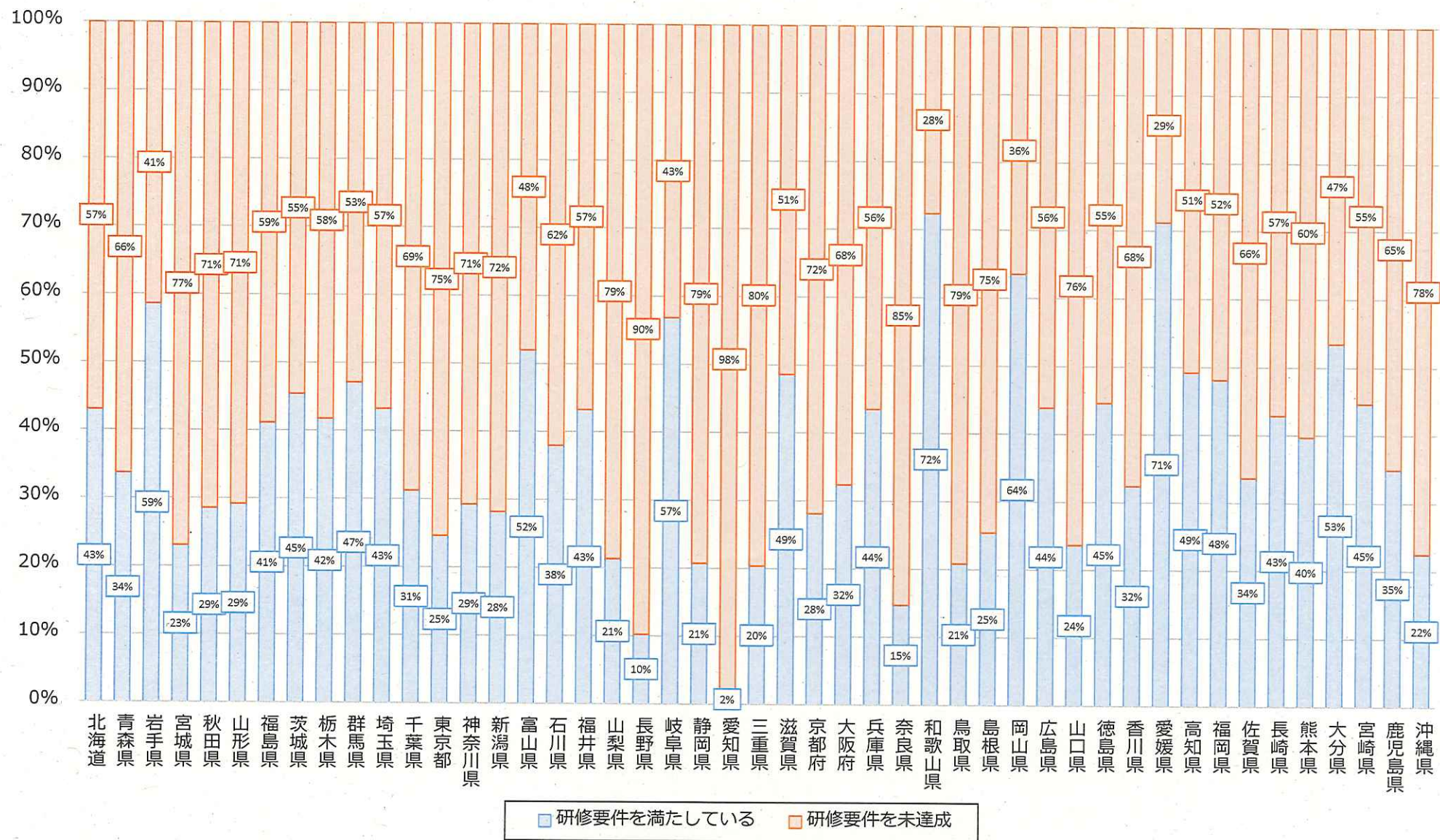
イ. 幼稚園 (n=427人)



※都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

※回答のあった施設が3未満の都道府県については省略している

ウ. 認定こども園 (n = 4,655人)



※都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることを留意が必要。

1 概 要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設。

2 要 件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算Ⅰと同様）
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野以上の研修を修了していること

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野の研修を修了していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修受講の必須化時期については、令和3年度までは研修の受講要件を課さず、受講状況等を踏まえ、令和3年度の早期に結論を得る。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給。
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（月額5千円～4万円未満）。
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する（月額5千円～副主任保育士等の最低額）。
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。）。

幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

(注1)

○既存の研修をキャリアアップ のために受講

【算入可能な研修について】

以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修

- 都道府県・市町村
- 大学等(大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者)
- 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者
(申請のための統一様式あり)
- その他加算認定自治体が適当と認める者
(園内研修など、申請のための統一様式あり)

※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの内容の確認は不要

＜標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー (注2、3)

新 専門リーダー (注2、3)

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)(注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+研修の修了(60h)
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 研修の修了(60h)
- エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人
(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)(注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 研修の修了(15h)
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

(注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない

研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

(注2) 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

(注3) 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

(注4) 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

園長
＜平均勤続年数24年＞

主任保育士
＜平均勤続年数21年＞

キャリアアップ研修の創設(H29)

→以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士(注2)

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)(注3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー(注2)

- 【要件】
- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)(注3)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 ＜平均勤続年数8年＞

(注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない

研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。

(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。